

174-衆-外務委員会-6号 平成22年03月19日

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

きょうは、四人の参考人の皆さん、ありがとうございます。最後になりますが、よろしく願いいたします。

端的に伺ってまいります、まず東郷参考人。

一九六〇年の一月六日の日米間の討論の記録、レコード・オブ・ディスカッションですけれども、これについて先ほど触れられましたが、条約局長の地位というのは、こういう文書を知り得る、そういう部署だったということで理解してよろしいでしょうか。

◆東郷参考人 そのように御理解いただいてよろしいと思います。

○笠井委員 東郷参考人自身は、この討論記録をいつ、何によって知り得たのでしょうか。

◆東郷参考人 少なくとも、今確実に申し上げられるのは、前任者からの一束の資料を引き継ぎまして、それを整理した。整理していく過程の中で、はっきり、討議の記録という文書があったということを確認しました。

○笠井委員 東郷参考人は一九八六年七月から倉成外務大臣の秘書官をされておりましたが、いわゆる六八年の東郷メモによりますと、この年の八月四日に、倉成新大臣に口頭にてブリーフ済みというふうに書かれております。そのときに、実はこの討論の記録というのを承知したんじゃないんですか。いかがでしょう。

◆東郷参考人 倉成大臣にこの点についてどういうブリーフィングをされたかということについては、私、全く記憶がありません。今から推測するに、このブリーフィングは、当時の柳谷次官から大臣に行われ、私はその席にはいなかったと思います。

○笠井委員 斉藤参考人に伺いますが、参考人は在任中にこの討論の記録の存在を知っておられたか。

◆斉藤参考人 知っておりました。

○笠井委員 お二人に伺いたいんですが、どういう性格の文書だと説明を受けて了解しておったのでしょうか。

◆斉藤参考人 説明を受けたことはないんですけれども、最も直接にこの討議の記録を見ましたのは、アメリカの文書公開によってこの文書が公開されて、それを入手した日本人の新聞記者から見せられたときのことです。それは一九九九年、多分、私がまだアメリカにいるときであったと思います。

◆東郷参考人 累次申し上げておりますように、この問題については、実際に起きていることと、それから政府が説明してきたことの間ギャップができてきたというふうに当時も思っておりました。そして、そのギャップのできてきた経緯の中で、日米間で取り交わされた討議の記録という文書がある、その文書の解釈、その文書の位置づけによって、この問題がどういう問題であるかということが明らかになる、交渉上、そういう意味を持っている文書だったというふうに理解していたと思います。

○笠井委員 先ほど東郷参考人が、条約局長はこういう文書を知り得る立場だったと言うんですが、斉藤参考人はその条約局長時代は知らなかったということで、そういうことなんですか。

◆斉藤参考人 知らなかったと申し上げたわけではございません。条約局長は、そういう文書の存在を知る立場でございます。

私自身、大変残念なことに記憶がはっきりしていないので、先ほどは、九九年の記憶がはっきりしている方を申し上げたんですが、多分、条約局長のときだったと思いますが、この討議の記録という文書を見たことがございます。ただ、私は、それを読んで、これが密約に当たるという認識はいたしませんでした。したがって、必ずしもはっきり覚えていないということになっております。

○笠井委員 東郷参考人に伺いますが、この討論記録というのは、岸・ハーター交換公文として公表された第一節の部分と、非公表、秘密の第二節から成っております。

第二節には、同交換公文は、以下の諸点を考慮に入れ、かつ了解して作成されたとあって、AからDの記載があって、そのCは、先ほどエントリーというのが寄港という意味だというふうに理解しているとおっしゃったことを含んでいるわけですが、これらは交換公文の解釈についての了解事項ということで理解されていたのでしょうか。

◆東郷参考人 この文書が安保条約の改定交渉のときにつくられたほかの文書とどういう位置関係にあるかということに関しては、私は特段の意見を形成しませんでした。こういう文書がある、その文書が、先ほど申し上げたように、核兵器の日本への搬入に関連のある重要な文書だったという認識はありましたが、今御質問のありましたように、条約の本体、交換公文等とどういう位置関係にあるかということは、特段の意見を形成しませんでした。

○笠井委員 一九六〇年一月六日にマッカーサー駐日大使がハーター国務長官に送った電報には、藤山氏と私は、以下のそれぞれについて、二つの英文の原本に頭文字署名し、取り交わしたということで、この文書の中に、協議方式に関する討論記録とあって、二つの原本はマル秘指定され、日本が保持する複写は後に極秘指定されると書いてあります。

原本、英文の複写をお二人の参考人はごらんになったことがありますか。

◆斉藤参考人 複写を見たことはございますけれども、それが今ここで記述されているコピーと同じ文書かどうか、そこについては確信がございません。

◆東郷参考人 私の整理しました第一の箱の中に、この討議の記録のコピーというものはありました。ただ、先ほども申し上げましたが、その署名欄に何が書いてあったかということについては記憶がございません。

○笠井委員 一九六〇年一月七日にマッカーサー大使がハーター国務長官に送った電報では、日米安保条約を構成する文書群というのがありまして、その一つに、藤山と私が一月六日に頭文字署名した討論記録というのを挙げております。

二国間の取り決めですから、日本側にも同様の安保条約に係る文書群というのがなければおかしいと思うんですが、そういう文書群があることを、条約局長として東郷参考人は承知していましたか。

◆東郷参考人 当然、安保条約の本体、それからそれと一緒に署名された交換公文があったことは承知していたと思います。

それから、今の討議の記録という文書があったということも、累次申し上げたように認識しておりましたが、全体としてどういう位置づけを持っているかということに関しては、その段階でそれ以上の研究はいたしませんでした。

○笠井委員 一九六〇年一月九日、マッカーサー駐日大使がハーター国務長官に送った電報では、日米安保条約にかかわって、我々が承知している条約文書の全リストというのがあります。これがこのリストですが、十七項目ありまして、その十四番目にまさにこの討論記録というのが入っているわけです。

このように、この討論記録を含めた安保条約に係る文書群についての全リストというのは、条約を結んでいるわけですから、日本側にも当然ありますね。

◆東郷参考人 そういうものはあったかもしれませんが、私のところにありました、条約局長室の中に残ってありました文書の中には、そういうリストはありませんでした。

○笠井委員 斉藤参考人、いかがですか。

◆斉藤参考人 条約局長室には安保条約関連のファイルが幾つかございましたけれども、番号を付したリストというのは、私も見たことがありませんでした。

○笠井委員 これはおかしいと思うんですね。条約を二国間で結んでいて、アメリカが安保条約に係る文書群はこれだと十七あって、日本側にはそういうリストがなかったとなりますと、先ほど西山参考人が、長い間の思いを込めて、実感を込めておっしゃったんですが、米側が公式文書として国務省が認定したら、日本側がどう言おうと関係ないと。これはもう条約ですから、日本側にその証拠がない、これから協議事項、交渉があるわけですが、その文書がないというのは、一体条約の履行をお互いにどうやって担保するということになるのか。扱いをどうするかは別として、日米間の外交、その中での条約、取り決めの基本問題じゃないかと思うんですが、これがリストだというのが。

◆東郷参考人 外務省で、安保条約に関連するすべての原資料、ただし条約の署名本書を除きますが、それ以外のすべての資料というのは、北米局に所管されます。条約局にある資料は、そのコピーでございませう。

条約局長室の中には、さらにそのうちの一部が残されたということでございますので、条約局長室の中にその文書がなかったということは、条約の交渉全体のファイルになかったということを含めて意味しません。北米局の中に、今回の調査で調べられた膨大なファイルがあったと聞いております。その中にそういうものがあるとすれば、当然残っているべきものだと思います。

○笠井委員 これは大変ですよ。やはり米側の方で、この文書は条約文書群にあるんだ、これに基づいて、こうしようじゃないか、こうじゃないかと言われたときに、条約局長室と限定していないんですよ、外務省の中にあるかないか、条約局長がそれを知らないで、どれがその文書群かわからないということになったら、安保条約とはそういうものかということになっちゃうんじゃないか、私、これは非常に心配になります。

では、東郷参考人に伺いますが、一般論で、二つの国の政府間で了解して作成されて、両国政府代表が頭文字で署名をする、そして秘密文書として扱う確認を行った場合に、これは両国政府間の公式の合意文書ということで、一般論でよろしいでしょうか。

◆東郷参考人 合意文書の意味でございますが、国際法上の権利義務関係を設定する約束としての合意文書という御質問であれば、必ずしもそういうことにはならないと思います。しかし、交渉の過程で、双方の考えるところを記録として残した、その記録として残す内容については意見の一致があるという意味であれば、合意文書というふうに申し上げてよろしいと思います。

○笠井委員 そうだとすれば、当然、討論記録というのは、日米両国政府間の公式の合意文書であるということで間違いはないですね。

◆東郷参考人 今申し上げたような意味であれば、そういうふうに御理解をいただいてよろしいと思います。

○笠井委員 今回の調査の中で明らかになった内部文書の一つに、先ほど来のいわゆる東郷メモというのがございます。これは今回の報告書にもありますが、それ以降、政府内でこの問題に関する説明資料として使われてきて、歴代の首相、外相、外務省の幹部が対象で、欄外に、だれからだれにということなどで説明がついて、ずっと書いてあります。

確認できる場所であったように、佐藤政権から海部政権までの首相、外相などに説明をしたとい

う記述があるわけでありますが、これは、東郷参考人は、いつ、どの役職のときに最初にごらんになりましたか。

◆東郷参考人 私は、今回発表されましたメモの第一ページ目にいろいろな書き込みのないものを条約局長室で読んだ記憶があります。書き込みがあるものについては、今回、資料が発表されて初めて知りました。そのような形でこのメモが使われたということも、全く知りませんでした。

○笠井委員 斉藤参考人は、これは公表されてから読んだというふうにおっしゃったんですが、実際に読むかどうかは別として、こういうものがあるとか、あるいは口頭でもそういうことについて聞いたとかということは、条約局長時代を含めて、それまでないのでしょうか。

◆斉藤参考人 ございませんでした。

○笠井委員 これは、最初にメモで書き込みがあるところが、一番最初のところが佐藤条約局長ということになっているんですね。そういう形から回ってきているということではあるわけですが、条約局長がこれを承知していないということでずっと来ていたことがあるということでしょうか。

◆斉藤参考人 恐らく、どのレベルで扱うかという判断が最高レベルで行われて、私が条約局長だった時代には条約局長のところには回ってこなかったということだったと考えます。

○笠井委員 斉藤参考人は、最初のお話の中で、日米間に了解の差があると思っていた、それは、直接的には国会議事録を読んだときに、六八年の三月、四月で変わったというお話がありましたが、この国会議事録を読まれたのはいつですか。

◆斉藤参考人 そこが、申しわけないことに余り記憶がはっきりしないんですけども、もしかすれば、私が条約課長をしていたときだったかと思います。

○笠井委員 それは、年代でいうといつごろでしょうか。

◆斉藤参考人 私が条約課長になりましたのは一九七六年でございます。七八年まで在職をいたしました。

○笠井委員 東郷参考人、この東郷メモというのが、なぜ極秘で、歴代の首相あるいは外務大臣、外務省幹部に説明して引き継がなければならない文書だったかということについて、どういう認識を持たれましたか。

◆東郷参考人 今回発表されたメモの第一ページを見まして、通常であれば、これは飛行機の中でどういう話し合いが行われたかということ記録したもので、その最後に、今後この問題についてはこういうふうを考えるべきではないかという北米局長の意見が記されているだけのものがございますので、そのメモが歴代の総理に対する説明の基礎になったということは、私、非常にびっくりいたしました。

○笠井委員 斉藤参考人に伺いますが、あなたが仕えたという言い方はおかしいかもしれませんが、上司だった村田元事務次官は、昨年三月に共同通信のインタビューに答えて、「次官引き継ぎ時に「核に関しては日米間で（非公開の）了解がある」と前任者から聞き、次の次官に引き継いでいた。大秘密だった。政府は国民にうそをついてきた」と証言をされております。そして、さらに昨年六月には、次官が外務大臣に密約内容を伝達するのは秘密の義務だったとも言われております。

斉藤参考人もそういう認識だったんじゃないんですか、次官もされている。

◆斉藤参考人 そういう認識という御質問の趣旨が、代々次官が引き継いで、それを総理に報告すべきものだと考えていたかという御質問であれば、私は引き継ぎを受けませんでしたし、どの総理にもこの問題をブリーフしたことはございませんでしたので、そういう認識は持っておりませんでした。

○笠井委員 こういう大事な問題で、歴代、こうやってサインもして、だれからだれにやったという問題について、条約局長もされて、そして次官もされた方で、斉藤参考人が知らなかった、引き継がれなかったということについては、どういう意味を持っている、あるいはどういう御感想をお持ちでしょうか。

◆斉藤参考人 九一年の核兵器を艦船には搭載しないというアメリカの政策の変更以降、この問題は現実の問題ではなくなってきておりますので、私が次官になったのは九三年でございますけれども、その当時は引き継がれなかったということだろうと思います。

私が条約局長のときになぜ知らされなかったかという点につきましては、これは私の不徳のいたすところかもしれませんけれども、上層部の判断で、どのレベルまで話をするかという決定があったためではないかと思えます。

○笠井委員 東郷参考人に伺いますが、いわゆる東郷メモでは、核搭載艦船の寄港問題と討論記録に関するアメリカとの行き違いの経緯について振り返って、双方が双方の立場に異論を唱えることなく黙視を続ける、その結果、米核搭載艦船の事前協議なしの寄港が可能になるという問題の処理は動かしやうがないものなので、現在の立場を続けるのほかなし、今のままでいくしかないというふうにしているわけです。

およそ条約を扱う部署にいた方として、米国側は、討論記録に基づいて、核搭載艦船の日本寄港は事前協議の対象外とする立場をずっととっていて、日本はそうではないという立場をとって、そのままにしておく。先ほど来、歴代安閑としていたわけじゃないということで、必死になっているいろいろやられたんだということはありませんが、東郷参考人御自身は、こういうやり方、こういう対処の仕方について、疑問を持って何とかしようと思われたことはあるんでしょうか。

◆東郷参考人 その点につきましては、四ページのリストと一緒に、三ページの意見書を条約局長をやめるときに書きました。おおむね三つのレベルで考えるべきだと。

第一のレベルは、国会における質疑を何とか破綻がないようにするためには今後どういうふうにやっていったらいいかということについての若干の意見を書きました。けれども、いずれ、この討議の記録という文書の存在を含めて、もっと世の中にこの話が出てくる、そのときにこれまでの説明ではとても対応できない、したがって、六〇年に問題が起きたとき以来、日米間に認識の差があった、その認識の差があったという状況がそのまま続いてしまったんだという経緯をもっとわかりやすく説明すべきではないか、これが二番目の段階でありましたが、そういうことをいたすとしても、安全保障の将来のことを考えるのであれば、根本的な矛盾は解決しない、したがって、ラロック、ライシャワー等に歴代の先輩がいろいろ述べた非核二・五原則というような方向でもってこの問題を省内で再検討すべきではないか、大体その三つの段階での三ページの意見書を書きました。

○笠井委員 一九五八年からの日米安保条約改定交渉時に外務官僚のトップだった山田久就事務次官が、退官後に、国際政治学者の原彬久さんに語った重要証言がございます。核兵器を積んだ艦船の寄港は事前協議の対象になるとした一九六〇年の安保国会での政府閣僚答弁は、野党の追及を恐れる取り繕いにすぎなかったというものであります。マッカーサー大使が言っているだけではなくて、討論記録にかかわった本人自身の発言であります。ところが、原さんがこの証言テープを今回の有識者委員会に提供したのに、無視をされてしまった。

東郷参考人は、これはお父上にかかわることでありますが、当時のあいまいな理解ではない証拠として、このテープについてもきちんと吟味されるべきだとはお思いになりませんか。

◆東郷参考人 テープの取り扱いにつきましては、私、特に強い意見はないんですが、今回の有識者委員会全体の結論は、恐らくは、そのテープの存在をも念頭に置いて、当時の岸総理、藤山外務大臣、それから東郷安保課長、この問題についてのアメリカ側の考え方をある程度は知っていたのではないかという結論を出しておられます。その一つの根拠になっていたのではないかというふうには私は思っ

ております。

○笠井委員 もう一問、東郷参考人に伺いますが、九一年以前は持ち込みがあり得たという話がありましたが、それ以降について、アメリカの政策の変更ということは言われましたが、局長が御在任時代、私もガイドライン特別委員会で御一緒していましたけれども、九九年に、竹内北米局長が答弁の中で、通常の状態においては無いんだと。

そうでないという点でいえば、いざというとき、特別の場合についていえば、九一年、九四年以降も核搭載能力を維持した原潜が入港するという可能性はあるという立場だったんじゃないんですか。それはいかがですか。

◆東郷参考人 今の竹内局長の答弁というのは、私、全く記憶しておりません。

基本的には、私の当時の認識は、従来の答弁を踏襲する。ただ、その踏襲する中で、できるだけうそのない答弁をしようという気持ちはありました。けれども、答弁の基本はもう固まっていて、それをそのまま踏襲するというのが私の記憶でございます。

○笠井委員 最後に、端的に森田参考人とそれから西山参考人に伺いたいんですが、ちょうど大平元総理が生誕で百周年ということで、この「茜色の空」という辻井喬さんの実録ドキュメント小説が出たところで、私も興味深く読みました。

それで、回顧録などをもとにということで作られたということなんですが、まさにその大平氏が外相などとして、あるいは総理としてかかわった核密約の問題や、西山参考人にかかわる事件のエピソードについても書かれておられて、そこで、イントロダクションというひとり言を口にするようになったというお話や、ライシャワー氏が核兵器を搭載した艦船の寄港について事前に外務大臣である正芳に通告したということや、それから、「表向きは核を持たず、作らず、持込ませずという非核三原則を厳守することになっているが、正芳とは心が通いあっている元駐日アメリカ大使のライシャワーから、九年ほど前の話なのだが、アメリカの艦船は、この原則に縛られずに自由に寄港出来るという含意があると念を押されていた。ということは、アメリカが使っている基地はアメリカの領土なみ、ということなのだ。」ということを述懐されているような表現が出ております。

こうしたことを含めて、何か、おそばにおられて、今言ったようなことにかかわって気づかれたことがあるか。西山参考人も、御自身のことについて、名前は違う形で出ていますが、お読みになったとすれば、何か御感想はあるかどうか。端的に伺いたいんです。

◆森田参考人 一言で言えば、先ほどもちょっと申し上げましたように、この問題は大変難しい問題だが、自分が全力を尽くせば何らかの方法があり得る。そして、現実には、田中内閣のときには、大蔵大臣として、木村俊夫外務大臣と一緒に田中内閣で解決しようとしたわけですが、いずれにしても、先ほど答弁を申し上げましたように、自分がこの問題を、十字架を背負っていくんだ、そういうつもりであったが、結果的には、亡くなるまでそれを解決することができなかった。非常に残念だったと思います。

◆西山参考人 私の個人的な印象というのが、もう随分前の話ですけれども、大平外相時代というのは池田内閣のときでして、池田内閣から佐藤内閣へというバトンタッチの、あのときの状況ですけれども、いずれにしても、このときに、宏池会を中心とした、あれは保守本流中の本流でございますけれども、彼らの姿勢というのは、やはり非常に印象に残っているんですね。

というのは、非常にイデオロギー的に違う勢力が目のおつたとしても、そのイデオロギー勢力を抹殺しよう、そういうイデオロギーを持たないんですね。絶えず、相手は相手としての、その存在を認めるんですね。そして、こつちと立場は全く違うし、考え方も違うけれども、とにかく、相手がそこがっちりとした勢力を持っておれば、例えば極端に言えば中国ですね、絶えず接触して、そこから妥協点を見出そうとする、そういう政治姿勢といいますか、相対主義的な政治姿勢、相手の立場というものを絶えず理解して、その存在を確認した上で自分たちの行動もそれに合わせるようにして、

そこらからいわゆる妥協点を見出して一つの調和点をつくり出していく。昔のいわゆるニューライト、新保守主義と言われましたけれども、そのときのいわゆる政治姿勢といいますか、それをずっと、その後のいわゆる保守勢力の政治姿勢と絶えず比べてみて、私はいろいろなことを思い浮かべるときが多いんですけども、そういうようなものが、案外、現代の政治に非常に必要じゃないかと思うんです。要するに、脱イデオロギーで、それが非常にあのときの強烈なイメージとして今残っている、それが一番のあれです。

○**笠井委員** 終わります。ありがとうございました。